

令和5年12月11日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(令和5年12月6日付託分)

目 次

ページ

- I 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連
の新旧対照表【教育委員会関係】…………… 1
- II 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】…………… 3
- III 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表…………… 8

I 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表
【教育委員会関係】

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第77号）新旧対照表
〈附則第4項関係〉

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略） （旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置）</p> <p>2 _____ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「<u>給与条例</u>」という。）附則第7項から第16項まで及び第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「<u>新学校職員給与条例</u>」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 （暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「<u>暫定再任用職員</u>」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>給与条例</u>第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>給与条例</u>第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>給与条例</u>第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略） （旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置）</p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の</u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「<u>新給与条例</u>」という。）附則第7項から第16項まで及び第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「<u>新学校職員給与条例</u>」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 （暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「<u>暫定再任用職員</u>」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>新給与条例</u>第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例</u>第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>新給与条例</u>第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額</p>

改 正	現 行
<p>のうち、<u>給与条例</u>第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>のうち、<u>新給与条例</u>第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例</u>第11条第2項及び第3項ただし書並びに新学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。</p>	<p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第11条第2項及び第3項ただし書並びに新学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。</p>
<p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例</u>第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに新学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。</p>	<p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに新学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。</p>
<p>7～9 (略)</p>	<p>7～9 (略)</p>

II 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条（略） （正規の勤務時間等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の勤務時間は、神奈川県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその割振りを行うものとする。</p> <hr/> <p>4 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、<u>特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、<u>教育委員会は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）からの申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>6 正規の勤務時間とは、<u>前3項の規定により割り振られた勤務時間</u>をいう。</p> <p>7（略）</p> <p>8 <u>教育委員会は、第5項の規定によつて勤務時間を割り振る職員については、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定による週休日に加えて週休日を設けることができる。</u> （休憩時間）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の休憩時間は、次に掲げる <u>場合</u>において、教育委員会が別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。 （1）<u>職務又は公署に特殊性がある場合</u> （2）<u>職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は職員の能率を著しく低下させる場</u></p>	<p>第1条（略） （正規の勤務時間等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の勤務時間は、神奈川県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその割振りを行うものとする。<u>ただし、教育委員会は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>4 正規の勤務時間とは、<u>前項</u>の規定により割り振られた勤務時間をいう。</p> <p>5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の休憩時間は、<u>職務に特殊性がある場合</u>において、教育委員会が別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。 （新設） （新設）</p>

改 正	現 行
<p>合</p> <p>(3) <u>職員からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当である場合</u></p> <p>(休日)</p> <p>第4条 次に掲げる日を休日とする。ただし、第1号に掲げる日が土曜日（<u>第2条第7項本文の規定により週休日とされた土曜日</u>をいう。以下同じ。）に当たる場合及び第2号に掲げる日が週休日に当たる場合を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>子育て部分休暇</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(慶弔休暇)</p> <p>第12条 教育委員会は、<u>職員の結婚の場合又は父母の祭日の場合であつて勤務しないことが相当であると認められるときは、その願い出に基づき、職員の結婚の場合は人事委員会規則で定める期間内につき5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を</u> _____ <u>与えることができる。</u></p> <p>第12条の2～第12条の4 (略)</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第12条の5 教育委員会は、<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13条第6号を除き、以下同じ。）又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の養育（以下この項において「子の養育」という。）をする当該職員又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話（以下この項において「孫の世話」という。）をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(休日)</p> <p>第4条 次に掲げる日を休日とする。ただし、第1号に掲げる日が土曜日（<u>第2条第5項本文の規定により週休日とされた土曜日</u>をいう。以下同じ。）に当たる場合及び第2号に掲げる日が週休日に当たる場合を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(慶弔休暇)</p> <p>第12条 教育委員会は、 _____ _____ <u>職員の婚姻の場合は</u> _____ <u>5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を願出に基き与えることができる。</u></p> <p>第12条の2～第12条の4 (略)</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第12条の5 教育委員会は、<u>職員の妻</u> _____ (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。) _____ <u>が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は</u> <u>小学校就学の始期に達するまでの子（妻の</u> _____ <u>子を含む。）を養育する</u> _____ <u>当該職員が、これらの子の</u> _____ <u>養育</u> _____ <u>のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を</u></p>

改 正	現 行
<p>与えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期介護休暇)</p> <p>第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者_____</p> <hr/> <p>_____、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第12条の7～第13条の3 (略)</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第13条の4 教育委員会は、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（第16条の2において「育児短時間勤務職員等」という。）その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</p> <p>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>3 第13条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</p> <p>第14条・第14条の2 (略)</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第14条の3 教育委員会は、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第11条第4項及び学校職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定によ</p>	<p>与えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期介護休暇)</p> <p>第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13条第6号を除き、以下同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第12条の7～第13条の3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第14条・第14条の2 (略)</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第14条の3 教育委員会は、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第11条第4項及び学校職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定によ</p>

改 正	現 行
<p>り時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第2条第3項から第5項まで及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p>	<p>り時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第2条第3項</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（週休日等の振替）</p>	<p>（週休日等の振替）</p>
<p>第15条 教育委員会は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第2条第3項から第5項までの規定により勤務時間が割り振られた日（休日（休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び人事委員会規則で定める日）を除く。以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。</p>	<p>第15条 教育委員会は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第2条第3項 _____ の規定により勤務時間が割り振られた日（休日（休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び人事委員会規則で定める日）を除く。以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。</p>
<p>（読替規定）</p>	<p>（読替規定）</p>
<p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、</p>	<p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同項ただし書、同条第5項 _____、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、</p>

改 正	現 行
<p>第13条の2第1項、第13条の3第1項、<u>第13条の4第1項</u>、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。 (育児短時間勤務職員等の勤務時間等)</p> <p>第16条の2 <u>育児短時間勤務職員等</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第17条・第18条 (略)</p>	<p>第13条の2第1項、第13条の3第1項_____、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。 (育児短時間勤務職員等の勤務時間等)</p> <p>第16条の2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の勤務時間等</u>については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第17条・第18条 (略)</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年神奈川県条例第75号)新旧対照表
(附則第4項関係)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項</u> _____に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息時間については、第1条の規定による改正後の同条例第6条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>3 <u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項</u> _____に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息時間については、第2条の規定による改正後の同条例第3条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項ただし書</u>に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息時間については、第1条の規定による改正後の同条例第6条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>3 <u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項ただし書</u>に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息時間については、第2条の規定による改正後の同条例第3条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p>

Ⅲ 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p>9 地方公務員法第22条の4第3項（同法第22条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年再任用短時間勤務職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第9条（略） （地域手当）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.19</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第9条の3～第18条の3（略） （期末手当）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略）</p> <p>3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p>9 地方公務員法第22条の4第3項_____に_____に規定する定年再任用短時間勤務職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第9条（略） （地域手当）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.09</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第9条の3～第18条の3（略） （期末手当）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略）</p> <p>3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>を」とあるのは「<u>100分の57.5</u>を」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

改 正	現 行
<p>第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第29条 (略) 別表第1～別表第6 (略)</p>	<p>第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第29条 (略) 別表第1～別表第6 (略)</p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第1条の3 (略) (給料)</p> <p>第2条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。)第2条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を含まないものとする。</p>	<p>第1条～第1条の3 (略) (給料)</p> <p>第2条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。)第2条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を含まないものとする。</p>

改 正	現 行
<p>第3条～第6条 (略) (給料の支給方法)</p> <p>第7条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第2条第7項に規定する週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>第7条の2～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.21</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3～第9条の6 (略) <u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第9条の7 正規の勤務時間による勤務として住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所(以下この項において「住居等」という。)で勤務することを命ぜられた1箇月当たりの日数(住居等以外の場所で勤務する時間その他人事委員会規則で定める時間を含む日を除く。)が、人事委員会規則で定める期間以上の期間について平均して10日を超えた職員で人事委員会規則で定めるものには、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>経管栄養等特定行為業務手当</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>第11条～第13条の5 (略) (夜間緊急業務手当)</p> <p>第13条の6 (略)</p>	<p>第3条～第6条 (略) (給料の支給方法)</p> <p>第7条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第2条第5項に規定する週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>第7条の2～第9条 (略) (地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.19</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の3～第9条の6 (略) (新設)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第11条～第13条の5 (略) (夜間緊急業務手当)</p> <p>第13条の6 (略)</p>

改 正	現 行
<p>2 (略) (削除)</p> <p>第13条の7 (略) (<u>経管栄養等特定行為業務手当</u>)</p> <p>第13条の8 <u>経管栄養等特定行為業務手当は、特別支援学校等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが、経管栄養その他の日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)</u>に従事したときに支給する。</p> <p>2 <u>経管栄養等特定行為業務手当の額は、日額250円とする。</u> (練習船等航海業務手当)</p> <p>第13条の9 <u>練習船等航海業務手当は、海洋科学高等学校に勤務し、練習船(遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶で、その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とするものに限る。)</u>に乗り組む<u>海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている職員が航海の</u> <u>業務に従事したときに支給する。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>第13条の4第1項の規定による手当又は次条第1項の規定による手当(同項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。以下この項において同じ。)</u>が支給される日には、<u>夜間緊急業務手当は支給しない。ただし、夜間緊急業務手当の額が、第13条の4第1項の規定による手当又は次条第1項の規定による手当の額を超えるときは、これらの手当は支給せず、夜間緊急業務手当を支給する。</u></p> <p>第13条の7 (略) (新設)</p> <p>(練習船等航海業務手当)</p> <p>第13条の8 <u>練習船等航海業務手当は、海洋科学高等学校に勤務する</u> <u>海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>(1) <u>練習船(総トン数200トン以上の船舶に限る。)</u>に乗り組む<u>海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている船長、機関長、通信長、航海士、機関士、船舶通信士、各長及び各次長が行う航海業務</u></p> <p>(2) <u>遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶(その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。)</u>に乗り組む<u>海事職給料表(2)の適用を受けている者が行う航海業務</u></p> <p>(3) <u>長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている者が行う航海業務</u></p>

改 正	現 行
<p>2 練習船等航海業務手当の額は、日額5,250円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。 (漁業実習等特殊業務手当)</p> <p>第14条 漁業実習等特殊業務手当は、海洋科学高等学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務</u></p> <p>(6) <u>人事委員会の定める船舶に乗り組み、泊地以外の海上で行う_____実習</u></p> <p>2 漁業実習等特殊業務手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては日額900円とし、同項第2号に掲げる業務にあつてはその勤務1回につき2,200円とし、同項第3号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき200円とし、同項第4号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき310円から1,500円までの範囲内で、潜水深度の区分に応じ、人事委員会規則で定める額とし、同項第5号に掲げる業務にあつては日額250円とし、同項第6号に掲げる業務にあつては日額400円とする。 (併給禁止等)</p> <p><u>第14条の2 海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている職員のうち人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定める特殊勤務手当は支給しない。</u></p> <p><u>2 月額で特殊勤務手当の支給を受ける職員には、人事委員会規則で定める場合を除き、当該特殊勤務手当以外の特殊勤務手当は支給しない。</u></p> <p><u>3 職員が、同一の日に従事した業務について、2以上の特殊勤務手当(日額のものに限る。以下この項及び次項において「日額特殊勤務手当」という。)の支給を受けようとする場合(人事委員会が定める場合を除く。)、そのいずれか支給額が最も高い日額特殊勤務手当のみを支給する。</u></p>	<p>2 練習船等航海業務手当の額は、日額2,990円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。 (漁業実習等特殊業務手当)</p> <p>第14条 漁業実習等特殊業務手当は、海洋科学高等学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、<u>海事職給料表(1)の適用を受ける職員及び海事職給料表(2)の適用を受ける職員のうち人事委員会規則で定める職員には、第1号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) <u>人事委員会の定める船舶に乗り組み、泊地以外の海上で行う<u>漁業実習</u></u></p> <p>2 漁業実習等特殊業務手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては日額900円とし、同項第2号に掲げる業務にあつてはその勤務1回につき2,200円とし、同項第3号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき200円とし、同項第4号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき310円から1,500円までの範囲内で、潜水深度の区分に応じ、人事委員会規則で定める額とし、同項第5号に掲げる業務にあつては_____日額400円とする。 (新設)</p>

改 正	現 行				
<p>4 <u>職員が、同一の日に同一の日額特殊勤務手当で支給額が異なるものの支給の対象となる複数の業務に従事した場合（人事委員会が定める場合を除く。）、当該従事した業務の中で支給額が最も高い業務についてのみ当該日額特殊勤務手当を支給する。</u></p> <p>5 <u>次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</u></p> <table border="1" data-bbox="196 842 767 1059"> <tr> <td data-bbox="196 842 507 887">教員特殊業務手当</td> <td data-bbox="507 842 767 887">夜間緊急業務手当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 887 507 1059">災害応急作業等手当 (第13条の7第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。)</td> <td data-bbox="507 887 767 1059">夜間緊急業務手当</td> </tr> </table>	教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当	災害応急作業等手当 (第13条の7第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。)	夜間緊急業務手当	
教員特殊業務手当	夜間緊急業務手当				
災害応急作業等手当 (第13条の7第1項第1号に掲げる業務に係る手当を除く。)	夜間緊急業務手当				
第14条の3・第14条の4 (略)	第14条の2・第14条の3 (略)				
第15条 (略)	第15条 (略)				
(時間外勤務手当)	(時間外勤務手当)				
第16条 (略)	第16条 (略)				
2・3 (略)	2・3 (略)				
<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第7項及び第8項並びに第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第5項及び第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>				
5・6 (略)	5・6 (略)				

改 正	現 行
<p>第17条 (略)</p> <p>(時間外勤務手当及び休日勤務手当の特例)</p> <p>第17条の2 前2条の場合において、職員が第9条の7の規定による在宅勤務等手当、第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき前2条の規定による時間外勤務手当又は休日勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。</p> <p>第18条～第18条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(第20条において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>(時間外勤務手当及び休日勤務手当の特例)</p> <p>第17条の2 前2条の場合において、職員が_____第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき前2条の規定による時間外勤務手当又は休日勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。</p> <p>第18条～第18条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(第20条において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及</p>

改 正	現 行
<p>びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第22条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償)</p> <p>第22条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。）については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他教育委員会が定める者に限る。）については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>第22条の3～第29条 (略)</p> <p>別表第1～別表第6 (略)</p>	<p>びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第22条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び費用弁償)</p> <p>第22条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。）については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他教育委員会が定める者に限る。）については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当_____を支給する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>第22条の3～第29条 (略)</p> <p>別表第1～別表第6 (略)</p>

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第77号）新旧対象表

〈附則第4項関係〉

改 正	現 行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>附 則</p>

改 正	現 行
<p>1 (略) (旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第7項から第16項まで及び_____<u>学校職員</u>の給与等に関する条例(以下「<u>学校職員給与条例</u>」という。)附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は<u>学校職員給与条例</u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は<u>学校職員給与条例</u>第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は<u>学校職員給与条例</u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は<u>学校職員給与条例</u>第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)</p>	<p>1 (略) (旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第7項から第16項まで及び第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例(以下「<u>新学校職員給与条例</u>」という。)附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は<u>新学校職員給与条例</u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は<u>新学校職員給与条例</u>第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は<u>新学校職員給与条例</u>第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は<u>新学校職員給与条例</u>第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)</p>

改 正	現 行
<p>第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項及び第3項ただし書並びに<u>学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定</u>を適用する。</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに<u>学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定</u>を適用する。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項及び第3項ただし書並びに<u>新学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定</u>を適用する。</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに<u>新学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定</u>を適用する。</p> <p>7～9 (略)</p>

教育職給料表（令和5年度の改定）

※「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	177,200	12,800	193,400	13,200	264,300	7,300	303,200	7,200	408,500	1,800
	2	178,700	12,800	195,500	13,200	266,500	7,100	305,800	7,200	410,000	1,800
	3	180,300	12,900	197,600	13,200	268,900	7,000	308,600	7,200	411,500	1,800
	4	181,800	12,900	199,800	13,200	271,000	6,900	311,000	7,200	412,900	1,700
	5	183,400	12,900	201,900	13,300	273,300	6,700	313,300	7,000	414,200	1,600
	6	185,300	12,900	204,000	13,400	275,600	6,700	315,400	7,000	415,600	1,600
	7	187,100	12,900	206,100	13,400	277,800	6,700	317,500	6,800	417,000	1,500
	8	189,000	13,000	208,200	13,400	279,900	6,700	319,600	6,800	418,400	1,300
	9	190,700	13,000	210,400	13,400	282,000	6,700	321,600	6,700	419,800	1,300
	10	192,800	13,000	212,800	13,200	284,200	6,700	323,800	6,600	421,200	1,300
	11	194,800	13,000	215,100	12,900	286,300	6,700	326,100	6,500	422,600	1,300
	12	196,800	13,100	217,300	12,500	288,200	6,700	328,400	6,300	423,900	1,300
	13	198,800	13,200	219,700	12,300	290,300	6,500	330,600	6,100	425,200	1,300
	14	200,900	13,200	221,400	12,300	292,000	6,500	332,400	6,000	426,600	1,300
	15	203,000	13,200	222,900	12,200	293,800	6,400	334,200	5,900	428,000	1,300
	16	205,100	13,200	224,400	12,000	295,500	6,300	335,900	5,500	429,400	1,300
	17	207,300	13,200	226,100	11,900	296,800	6,200	337,600	5,400	430,600	1,300
	18	209,400	13,000	227,400	11,600	298,800	6,100	339,600	5,200	431,900	1,300
	19	211,600	12,700	228,600	11,100	300,700	6,000	341,600	5,100	433,100	1,300
	20	213,500	12,300	229,900	10,800	302,700	5,800	343,600	5,100	434,400	1,300
	21	215,700	12,100	231,600	10,700	304,700	5,800	345,600	5,000	435,500	1,300
	22	217,300	12,100	233,300	10,500	306,800	5,500	347,200	4,800	436,700	1,300
	23	218,800	11,900	235,000	10,300	309,000	5,500	348,800	4,600	438,000	1,300
	24	220,300	11,700	236,600	10,000	311,200	5,100	350,300	4,500	439,300	1,300
	25	221,800	11,700	238,100	10,000	313,300	5,000	351,800	4,300	440,600	1,300
	26	223,000	11,400	240,100	10,000	315,600	4,900	353,600	4,300	441,800	1,300
	27	224,200	10,900	242,000	9,900	317,800	4,800	355,300	4,100	442,800	1,300
	28	225,500	10,600	243,900	9,800	319,900	4,700	357,000	3,900	443,900	1,300
	29	226,800	10,400	245,600	9,700	322,000	4,700	358,600	3,700	445,100	1,300
	30	228,300	10,200	248,000	9,400	323,500	4,400	360,200	3,500	445,900	1,300
	31	229,900	10,100	250,400	9,100	325,000	4,300	361,800	3,400	446,700	1,300
	32	231,300	9,800	252,800	8,800	326,500	4,200	363,300	3,000	447,600	1,300
	33	232,700	9,800	255,200	8,600	328,200	4,000	364,600	3,000	448,500	1,300
	34	234,400	9,700	257,600	8,200	330,200	3,900	366,100	2,800	449,000	1,300
	35	236,200	9,700	259,900	7,900	332,200	3,800	367,600	2,800	449,500	1,300
	36	237,700	9,500	262,100	7,400	334,100	3,700	369,300	2,700	450,000	1,300
	37	239,100	9,400	264,300	7,300	335,900	3,400	371,000	2,500	450,500	1,300
	38	240,600	9,100	266,500	7,100	337,900	3,300	372,500	2,500	451,000	1,300
	39	242,100	8,800	268,900	7,000	339,900	3,100	373,800	2,500	451,500	1,300
	40	243,600	8,500	271,000	6,900	341,800	2,800	375,200	2,300	452,000	1,300
	41	245,000	8,200	273,300	6,700	343,500	2,800	376,300	2,300	452,500	1,300
	42	246,300	7,800	275,600	6,700	345,500	2,600	377,700	2,300	453,000	1,300
	43	247,500	7,400	277,800	6,700	347,500	2,600	379,100	2,300	453,500	1,300
	44	248,600	6,900	279,900	6,700	349,500	2,400	380,600	2,300	454,000	1,300
	45	249,700	6,800	282,000	6,700	351,300	2,400	382,000	2,300	454,500	1,300
	46	250,900	6,700	284,200	6,700	353,200	2,400	383,600	2,300	455,000	1,300
	47	252,100	6,600	286,300	6,700	355,100	2,300	385,100	2,200	455,500	1,300
	48	253,100	6,500	288,200	6,700	357,000	2,200	386,600	2,200	456,000	1,300

職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	49	<u>254,200</u>	6,300	<u>290,300</u>	6,500	<u>358,600</u>	2,200	<u>387,900</u>	2,100	<u>456,500</u>	1,300
	50	<u>255,500</u>	6,200	<u>292,000</u>	6,500	<u>360,500</u>	2,200	<u>389,400</u>	2,100	<u>457,000</u>	1,300
	51	<u>256,700</u>	6,200	<u>293,800</u>	6,400	<u>362,300</u>	2,200	<u>390,800</u>	2,000	<u>457,500</u>	1,300
	52	<u>258,000</u>	6,100	<u>295,500</u>	6,300	<u>364,200</u>	2,200	<u>392,100</u>	1,900	<u>458,000</u>	1,300
	53	<u>259,100</u>	6,100	<u>296,800</u>	6,200	<u>366,000</u>	2,200	<u>393,300</u>	1,900	<u>458,500</u>	1,300
	54	<u>260,300</u>	6,100	<u>298,800</u>	6,100	<u>367,700</u>	2,200	<u>394,600</u>	1,900	<u>459,000</u>	1,300
	55	<u>261,600</u>	6,100	<u>300,700</u>	6,000	<u>369,300</u>	2,100	<u>395,700</u>	1,900	<u>459,500</u>	1,300
	56	<u>262,600</u>	6,100	<u>302,700</u>	5,800	<u>370,900</u>	2,100	<u>396,800</u>	1,900	<u>460,000</u>	1,300
	57	<u>263,700</u>	5,900	<u>304,700</u>	5,800	<u>372,300</u>	2,000	<u>398,000</u>	1,700	<u>460,500</u>	1,300
	58	<u>264,400</u>	5,900	<u>306,800</u>	5,500	<u>373,800</u>	2,000	<u>399,200</u>	1,700		
	59	<u>265,400</u>	5,800	<u>309,000</u>	5,500	<u>375,200</u>	1,900	<u>400,400</u>	1,700		
	60	<u>266,400</u>	5,800	<u>311,200</u>	5,100	<u>376,500</u>	1,800	<u>401,600</u>	1,600		
	61	<u>267,300</u>	5,600	<u>313,300</u>	5,000	<u>377,600</u>	1,800	<u>402,700</u>	1,500		
	62	<u>268,100</u>	5,500	<u>315,600</u>	4,900	<u>379,000</u>	1,800	<u>403,700</u>	1,500		
	63	<u>268,900</u>	5,200	<u>317,800</u>	4,800	<u>380,400</u>	1,800	<u>405,000</u>	1,400		
	64	<u>269,700</u>	5,200	<u>319,900</u>	4,700	<u>381,700</u>	1,800	<u>406,200</u>	1,300		
	65	<u>270,800</u>	5,000	<u>322,000</u>	4,700	<u>382,900</u>	1,700	<u>407,400</u>	1,300		
	66	<u>272,100</u>	4,900	<u>323,500</u>	4,400	<u>384,200</u>	1,700	<u>408,500</u>	1,300		
	67	<u>273,400</u>	4,800	<u>325,000</u>	4,300	<u>385,300</u>	1,600	<u>409,600</u>	1,200		
	68	<u>274,700</u>	4,500	<u>326,500</u>	4,200	<u>386,500</u>	1,500	<u>410,700</u>	1,200		
	69	<u>275,900</u>	4,400	<u>328,200</u>	4,000	<u>387,700</u>	1,400	<u>411,700</u>	1,200		
	70	<u>277,100</u>	4,300	<u>330,200</u>	3,900	<u>388,800</u>	1,400	<u>412,900</u>	1,200		
	71	<u>278,300</u>	4,200	<u>332,200</u>	3,800	<u>390,000</u>	1,300	<u>414,100</u>	1,200		
	72	<u>279,500</u>	4,100	<u>334,100</u>	3,700	<u>391,200</u>	1,300	<u>415,300</u>	1,200		
	73	<u>280,500</u>	4,100	<u>335,900</u>	3,400	<u>392,600</u>	1,300	<u>415,900</u>	1,200		
	74	<u>281,500</u>	3,900	<u>337,900</u>	3,300	<u>393,600</u>	1,300	<u>416,700</u>	1,200		
	75	<u>282,500</u>	3,600	<u>339,800</u>	3,000	<u>394,600</u>	1,200	<u>417,400</u>	1,200		
	76	<u>283,400</u>	3,500	<u>341,700</u>	2,700	<u>395,600</u>	1,200	<u>417,900</u>	1,200		
	77	<u>284,300</u>	3,500	<u>343,400</u>	2,700	<u>396,500</u>	1,200	<u>418,200</u>	1,200		
	78	<u>285,200</u>	3,400	<u>345,200</u>	2,600	<u>397,500</u>	1,200	<u>418,600</u>	1,200		
	79	<u>286,100</u>	3,300	<u>346,900</u>	2,600	<u>398,600</u>	1,200	<u>419,000</u>	1,200		
	80	<u>287,000</u>	3,200	<u>348,600</u>	2,500	<u>399,700</u>	1,200	<u>419,400</u>	1,200		
	81	<u>287,800</u>	2,900	<u>350,400</u>	2,500	<u>400,400</u>	1,200	<u>419,700</u>	1,200		
	82	<u>288,900</u>	2,800	<u>352,100</u>	2,400	<u>401,300</u>	1,200	<u>420,100</u>	1,200		
	83	<u>289,900</u>	2,600	<u>353,500</u>	2,400	<u>402,200</u>	1,200	<u>420,500</u>	1,200		
	84	<u>290,900</u>	2,400	<u>355,100</u>	2,200	<u>403,100</u>	1,200	<u>420,800</u>	1,200		
	85	<u>291,900</u>	2,400	<u>356,300</u>	2,200	<u>403,900</u>	1,200	<u>421,100</u>	1,200		
	86	<u>292,900</u>	2,300	<u>357,900</u>	2,200	<u>404,800</u>	1,200	<u>421,500</u>	1,200		
	87	<u>293,900</u>	2,300	<u>359,400</u>	2,200	<u>405,600</u>	1,200	<u>421,900</u>	1,200		
	88	<u>294,900</u>	2,100	<u>360,900</u>	2,200	<u>406,400</u>	1,200	<u>422,200</u>	1,200		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	<u>296,000</u>	2,100	<u>362,200</u>	2,200	<u>407,000</u>	1,200	<u>422,500</u>	1,200		
	90	<u>297,100</u>	2,100	<u>363,500</u>	2,200	<u>407,700</u>	1,200	<u>422,800</u>	1,200		
	91	<u>298,200</u>	2,000	<u>364,800</u>	2,100	<u>408,400</u>	1,200	<u>423,100</u>	1,200		
	92	<u>299,200</u>	1,800	<u>366,200</u>	2,100	<u>409,100</u>	1,200	<u>423,300</u>	1,200		
	93	<u>299,700</u>	1,800	<u>367,600</u>	2,000	<u>409,700</u>	1,200	<u>423,500</u>	1,200		
	94	<u>300,700</u>	1,800	<u>368,900</u>	2,000	<u>410,200</u>	1,200	<u>423,800</u>	1,200		
	95	<u>301,800</u>	1,800	<u>370,100</u>	1,900	<u>410,600</u>	1,200	<u>424,100</u>	1,200		
	96	<u>303,000</u>	1,800	<u>371,200</u>	1,800	<u>411,000</u>	1,200	<u>424,300</u>	1,200		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	97	304,000	1,800	372,200	1,800	411,300	1,100	424,500	1,200		
	98	305,100	1,800	373,200	1,800	411,600	1,100	424,800	1,200		
	99	306,100	1,800	374,200	1,800	411,900	1,100	425,100	1,200		
	100	307,100	1,700	375,100	1,700	412,100	1,100	425,300	1,200		
	101	307,900	1,600	375,900	1,600	412,300	1,100	425,500	1,200		
	102	309,000	1,600	376,900	1,600	412,600	1,100	425,800	1,200		
	103	310,000	1,500	377,800	1,500	412,900	1,100	426,100	1,200		
	104	311,000	1,500	378,700	1,400	413,100	1,100	426,300	1,200		
	105	311,600	1,500	379,500	1,400	413,300	1,100	426,500	1,200		
	106	312,500	1,500	380,400	1,400	413,600	1,100	426,800	1,200		
	107	313,300	1,500	381,300	1,400	413,900	1,100	427,100	1,200		
	108	314,100	1,500	382,200	1,300	414,100	1,100	427,300	1,200		
	109	314,800	1,300	383,000	1,300	414,300	1,100	427,500	1,200		
	110	315,200	1,300	384,000	1,300	414,600	1,100	427,800	1,200		
	111	315,600	1,300	384,900	1,200	414,900	1,100	428,100	1,200		
	112	316,100	1,300	385,800	1,100	415,100	1,100	428,300	1,200		
	113	316,600	1,200	386,400	1,100	415,300	1,100	428,500	1,200		
	114	317,000	1,200	387,300	1,100	415,600	1,100	428,800	1,200		
	115	317,500	1,200	388,200	1,100	415,900	1,100	429,100	1,200		
	116	317,900	1,100	389,100	1,100	416,100	1,100	429,300	1,200		
	117	318,400	1,000	389,900	1,100	416,300	1,100	429,500	1,200		
	118	318,900	1,000	390,600	1,100	416,600	1,100	429,800	1,200		
	119	319,300	1,000	391,400	1,100	416,900	1,100	430,100	1,200		
	120	319,800	1,000	392,200	1,100	417,100	1,100	430,300	1,200		
	121	320,300	1,000	392,800	1,100	417,300	1,100	430,500	1,200		
	122	320,700	1,000	393,600	1,100	417,600	1,100				
	123	321,200	1,000	394,300	1,100	417,900	1,100				
	124	321,700	1,000	395,000	1,100	418,100	1,100				
	125	322,300	1,000	395,600	1,100	418,300	1,100				
	126	322,600	1,000	396,300	1,100	418,600	1,100				
	127	322,900	1,000	396,800	1,100	418,900	1,100				
	128	323,200	1,000	397,400	1,100	419,100	1,100				
	129	323,400	1,000	398,100	1,100	419,300	1,100				
	130	323,700	1,000	398,700	1,100	419,600	1,100				
	131	324,000	1,000	399,200	1,100	419,900	1,100				
	132	324,300	1,000	399,700	1,100	420,100	1,100				
	133	324,500	1,000	400,000	1,100	420,300	1,100				
	134	324,700	1,000	400,300	1,100	420,600	1,100				
	135	324,900	1,000	400,600	1,100	420,900	1,100				
	136	325,200	1,000	400,900	1,100	421,100	1,100				
	137	325,500	1,000	401,200	1,100	421,300	1,100				
	138	325,700	1,000	401,500	1,100						
	139	326,000	1,000	401,800	1,100						
	140	326,300	1,000	402,100	1,100						
	141	326,500	1,000	402,400	1,100						
	142	326,700	1,000	402,700	1,100						
	143	327,000	1,000	403,000	1,100						
	144	327,200	1,000	403,300	1,100						

職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	145	<u>327,500</u>	1,000	<u>403,500</u>	1,100						
	146	<u>327,700</u>	1,000	<u>403,800</u>	1,100						
	147	<u>328,000</u>	1,000	<u>404,100</u>	1,100						
	148	<u>328,300</u>	1,000	<u>404,300</u>	1,100						
	149	<u>328,500</u>	1,000	<u>404,500</u>	1,100						
	150	<u>328,700</u>	1,000	<u>404,800</u>	1,100						
	151	<u>329,000</u>	1,000	<u>405,100</u>	1,100						
	152	<u>329,300</u>	1,000	<u>405,300</u>	1,100						
	153	<u>329,500</u>	1,000	<u>405,500</u>	1,100						
	154	<u>329,700</u>	1,000	<u>405,800</u>	1,100						
	155	<u>330,000</u>	1,000	<u>406,100</u>	1,100						
	156	<u>330,300</u>	1,000	<u>406,300</u>	1,100						
	157	<u>330,500</u>	1,000	<u>406,500</u>	1,100						
	158	<u>330,700</u>	1,000	<u>406,800</u>	1,100						
	159	<u>331,000</u>	1,000	<u>407,100</u>	1,100						
	160	<u>331,300</u>	1,000	<u>407,300</u>	1,100						
	161	<u>331,500</u>	1,000	<u>407,500</u>	1,100						
	162	<u>331,700</u>	1,000	<u>407,800</u>	1,100						
	163	<u>332,000</u>	1,000	<u>408,100</u>	1,100						
	164	<u>332,300</u>	1,000	<u>408,300</u>	1,100						
	165	<u>332,500</u>	1,000	<u>408,500</u>	1,100						
	166			<u>408,800</u>	1,100						
	167			<u>409,100</u>	1,100						
	168			<u>409,300</u>	1,100						
	169			<u>409,500</u>	1,100						
	170			<u>409,800</u>	1,100						
	171			<u>410,100</u>	1,100						
	172			<u>410,300</u>	1,100						
	173			<u>410,500</u>	1,100						
	174			<u>410,800</u>	1,100						
	175			<u>411,100</u>	1,100						
	176			<u>411,300</u>	1,100						
	177			<u>411,500</u>	1,100						
	178			<u>411,800</u>	1,100						
	179			<u>412,100</u>	1,100						
	180			<u>412,300</u>	1,100						
	181			<u>412,500</u>	1,100						
	182			<u>412,800</u>	1,100						
	183			<u>413,100</u>	1,100						
	184			<u>413,300</u>	1,100						
	185			<u>413,500</u>	1,100						
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円		円		円		円	
		<u>235,000</u>	1,000	<u>275,300</u>	1,000	<u>297,600</u>	1,000	<u>325,500</u>	1,100	<u>406,600</u>	1,400